

令和 8 年度

市税のしおり

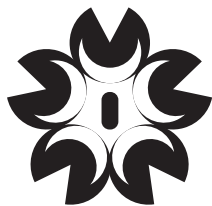
～市税の納付は便利な口座振替で～



共創で新たな歴史を刻む
次世代型みらい都市 ひたち

日立市

市の花・木・鳥・さかな



市の花(さくら)



市の木(けやき)

日立市のさくらの歴史は、日立鉱山の創業・煙害の発生、そして会社の対策との関わりがあります。

さかのぼれば明治末期、日立鉱山が発展していく過程で、銅の製錬から出る煙の中に含まれる亜硫酸ガスによって、近隣の農作物や山々の木々が枯れるという社会的な問題が発生しました。

この煙害を少なくするための対策として取り上げられたのが、当時の日立鉱山の命運をかけ行われたといわれる大煙突の建設と山々の緑を甦らせようとするさくらの大規模な植林でありました。この植林事業が発端となり、やがてさくらは鉱山・日製社宅周辺、学校にも植えられました。



市の鳥(ウミウ)

●平和通り(日本のさくら名所100選地)

日立駅前から国道6号まで1kmの通りに約110本のソメイヨシノ(染井吉野)が植えられており、桜花の季節には見事な桜のトンネルとなります。

●かみね公園(日本のさくら名所100選地)

鞍掛山の山すそに続いているなだらかな丘地に広がっているのがかみね公園です。

園内外には、約1,000本のソメイヨシノ(染井吉野)などが植えられ4月上旬から中旬にかけてその美しさを競います。



市のさかな(さくらだこ)

第1章 市税とその使いみち

令和8年度 一般会計当初予算	1
市税の内訳	2
市税の種類	3

第2章 個人の住民税（市民税・県民税）

市民税・県民税の申告・納める人	5
市民税・県民税がかからない人	6
税額の計算	7
市民税と所得税の違い	13

第3章 固定資産税・都市計画税

固定資産税とは	14
評価のしくみ	17
都市計画税とは	25

第4章 法人市民税

法人市民税の納税義務者	26
均等割・法人税割	27
申告納付・法人等の設立・変更の届出	28

第5章 諸税

軽自動車税	29
市たばこ税	32
鉱産税・入湯税・特別土地保有税	33

第6章 国税と県税のあらまし

国税の種類	34
県税の種類	36

第7章 市税等の納付

納める方法	38
市税等の納期	41

第8章 市税の証明等

証明等の種類と手数料	42
------------------	----

市税に関するQ & A	44
-------------------	----

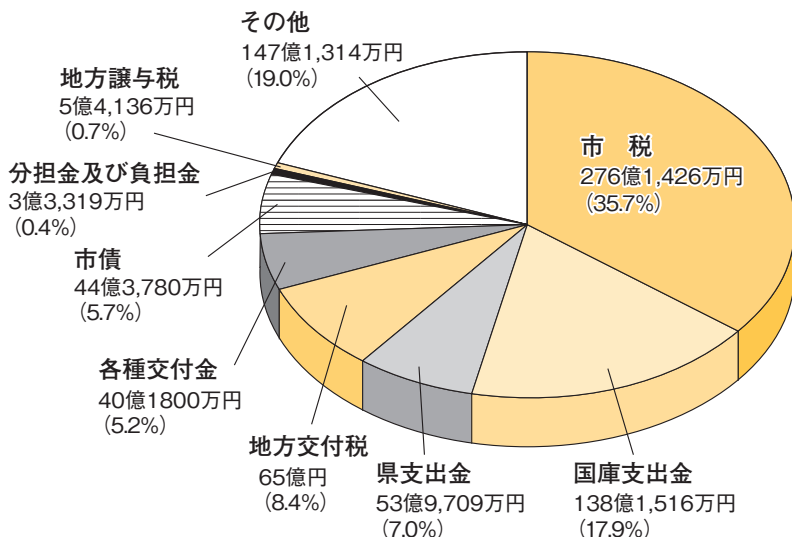
税に関するお問合せ	54
-----------------	----

第1章 市税とその使いみち

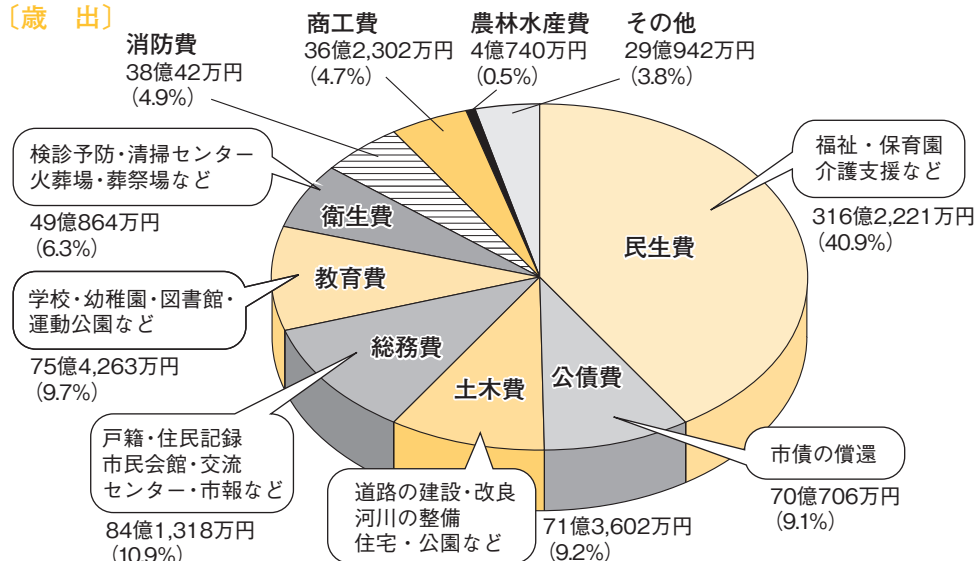
令和8年度 一般会計当初予算

日立市の令和8年度の一般会計予算額773億7,000万円のうち、市税の占める割合は35.7%にあたり、市の行政活動の大きな原動力となっています。

〔歳入〕

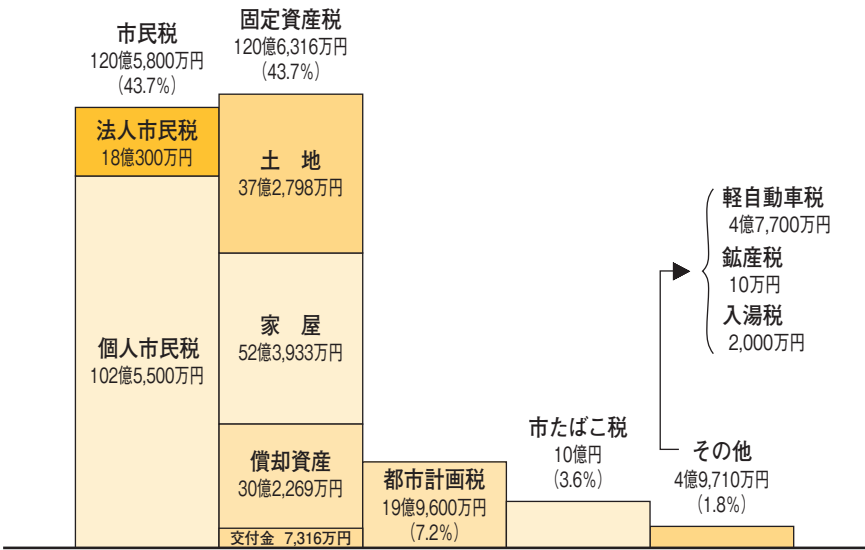


〔歳出〕



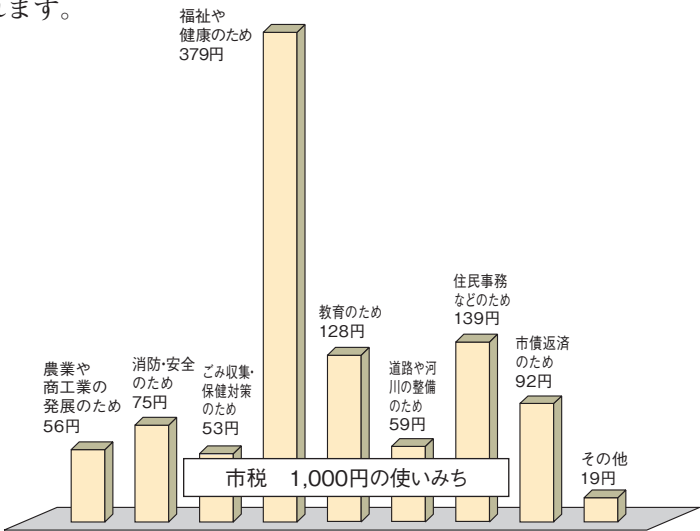
市税の内訳

令和8年度には、下図のと通りの市税収入を見込んでいます。



市税1,000円の使い方

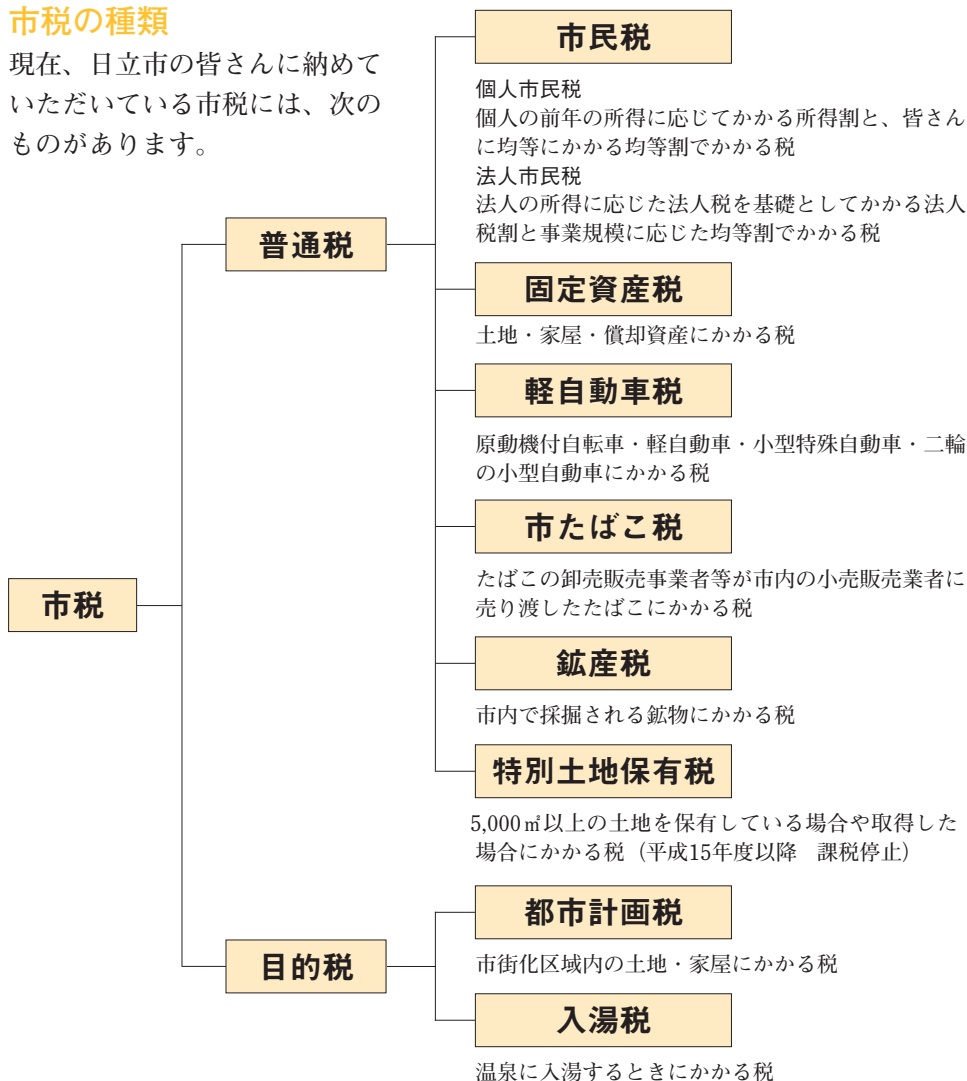
令和8年度に日立市に納めていただく税金は、1,000円あたりで見ると次のように使われます。



※ この図は、市民税・固定資産税・軽自動車税・市たばこ税等を合わせた税金1,000円あたりで見えています。

市税の種類

現在、日立市の皆さんに納めていただいている市税には、次のものがあります。

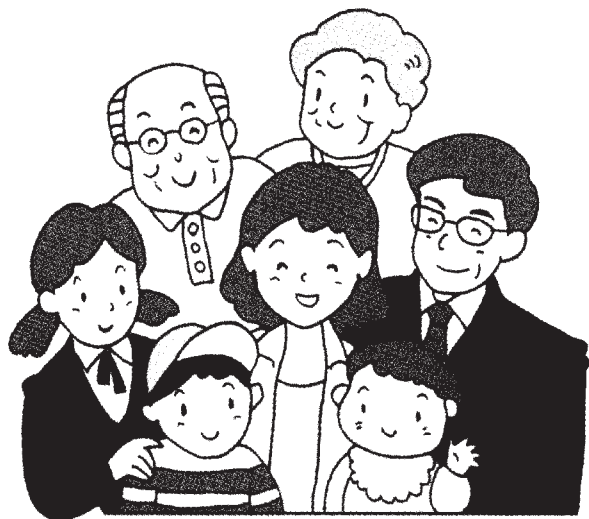


● **普通税**とは、納められた税金をどのような仕事にも使うことのできる税です。

● **目的税**とは、納められた税金の使いみちが特定されている税です。

※目的税にはこのほかに、事業所税・国民健康保険税・水利地益税・共同施設税・宅地開発税がありますが、日立市では課税していません。国民健康保険税は、昭和62年度から国民健康保険料となりました。

第2章 個人の住民税（市民税・県民税）



一般に**市民税**（個人市民税・法人市民税）と**県民税**（個人県民税・法人県民税）は、併せて住民税と呼ばれています。

個人の市民税と県民税は、併せて市に納税していただき、市に納税された県民税分は市から県に払い込んでいます。

市民税・県民税は、身近な市や県の仕事の費用をそれぞれの負担能力に応じて分担してもらう性格の税金です。所得に応じた所得割のほかに、皆さんに均等にかかる均等割という制度があります。

個人の市民税と県民税は、1年間の所得を基に計算した税金を、次の年に分割して納めていただきます。令和8年度の税額は令和7年中（1月～12月）の所得を基に計算し、令和8年6月に通知します（給与所得に係る特別徴収の税額については、5月末までに通知します。）。

市民税・県民税の申告

個人の市民税・県民税は、適正に課税するために納税者から申告していただくことになっています。申告書の提出期限は、毎年3月15日です。

■市民税・県民税の申告をしなくてもよい人

(1) 前年中に所得がなかった人

※国民健康保険料、市営住宅使用料などの算定のため、申告が必要となる場合があります。

(2) 所得税の確定申告書を提出した人

(3) 前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている人。(年末調整が済んでいる人)

注意！

所得税では、給与所得の年末調整が済んでいて給与以外の所得が20万円以下の人は確定申告をする必要はありませんが、市民税・県民税では申告しなければなりません。

納める人（納税義務者）

個人の市民税・県民税の納税義務者は次のとおりです。

納税義務者	納める税額
市内に住所がある人	均等割額と所得割額の合計額
市内に事務所、事業所又は家屋敷がある人で、市内に住所がない人	均等割額

※ 市内に住所があるか、また、事業所があるかどうかは、令和8年1月1日現在（これを賦課期日といいます。）の状況で判断します。

したがって、例えば令和8年1月1日に日立市に住所があれば、1月2日に転出しても、令和8年度市民税・県民税は日立市に納めていただくことになります。

市民税・県民税がかからない人

市民税・県民税は、それぞれの所得に応じて課税されますが、年間を通して所得のなかった人や、次の要件に該当する人は、所得割や均等割がかかりません。

■均等割も所得割もかからない人

- (1) 令和8年1月1日現在、生活保護法によって生活扶助を受けている人
- (2) 令和8年1月1日現在、障害者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当する人で、令和7年中の所得が135万円以下であった人

所得135万円
とは？

- ・ 給与収入金額では…2,043,999円
- ・ 65歳以上の人の年金収入金額では…2,450,000円
- ・ 65歳未満の人の年金収入金額では…2,166,667円

■均等割がかからない人

前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人

〈(本人+扶養家族人数) × 32万円 + 10万円 + 18万9千円〉以下の人

扶養人数	所得金額
扶養なし	※42万円以下
扶養1人	92万9千円以下
扶養2人	124万9千円以下
扶養3人	156万9千円以下

- ※ 同一生計配偶者及び扶養親族がない場合は42万円
同一生計配偶者とは、扶養者と生計を一にする合計所得金額が58万円以下の配偶者をいいます。

■所得割がかからない人

前年中の総所得金額等が次の算式で求めた額以下の人

〈(本人+扶養家族人数) × 35万円 + 10万円 + 32万円〉以下の人

扶養人数	所得金額
扶養なし	※45万円以下
扶養1人	112万円以下
扶養2人	147万円以下
扶養3人	182万円以下

- ※ 同一生計配偶者及び扶養親族がない場合は45万円
同一生計配偶者とは、扶養者と生計を一にする合計所得金額が58万円以下の配偶者をいいます。

税額の計算

■均等割額

年額 市民税3,000円・県民税2,000円

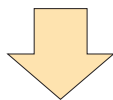
※ 平成20年度から令和8年度までは、県民税均等割の超過課税分（森林湖沼環境税）として1,000円を含みます。

※ 令和6年度から、均等割額と併せて森林環境税（国税）1,000円が課税されています。

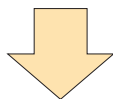
■所得割額

所得割の税額は、前年中の所得金額を基に次の手順で計算します。

①所得金額の計算



②課税標準額の計算



③税額の計算

収入金額－必要経費＝所得金額

所得の種類ごとに、収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算します。

所得金額－所得控除額＝課税標準額

①で算出した所得金額から各種所得控除額を差し引いて課税標準額を計算します。

課税標準額×税率＝税額

②で算出した課税標準額に税率をかけて税額を計算します。

税額－税額控除＝所得割額

税額控除額等があるときは、それを差し引きます。

〔注意〕 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。

■所得金額

所得金額とは、1年間（1月1日から12月31日まで）の収入金額から必要経費を除いた金額です。所得の種類ごとに計算します。

所得の種類

所得の種類			所得金額の計算方法
総合課税	事業所得	営業・農業・集金人・保険外交員等	収入金額－必要経費
	不動産所得	地代・家賃・権利金・駐車場代等	収入金額－必要経費
	利子所得	公社債・預貯金の利子	収入金額＝所得金額
	配当所得	株式や出資の配当	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
	給与所得	給料・賃金・賞与・パート・アルバイト	収入金額－給与所得控除
	雑所得	公的年金等	収入金額－公的年金等控除
		業務（原稿料・講演料・ネットオークションなどの副収入等）	収入金額－必要経費
		その他（生命保険の年金・郵便年金など他の所得に当てはまらない所得）	
分離課税	総合譲渡所得	自動車・機械などの財産を売った場合	【長期】 (収入金額－取得費－譲渡費用－特別控除額) × 1 / 2 【短期】 (収入金額－取得費－譲渡費用－特別控除額) 特別控除額：最高50万円（長期、短期合わせて）
	一時所得	生命保険満期返戻金 懸賞当選の金品等	(収入金額－必要経費－特別控除額) × 1 / 2
	分離譲渡所得	土地や建物等の譲渡	収入金額－取得費等－特別控除額
		株式等の譲渡	収入金額－（取得原価＋諸費用）
	上場株式等の配当所得	株式や出資の配当	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
	山林所得	山林の伐採や譲渡	収入金額－必要経費－特別控除額
	退職所得	退職金・一時恩給等	(収入金額－退職所得控除額) × 1 / 2

◎公債・社債・預貯金などの利子については、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、道府県民税の利子割5%）で源泉分離課税されているので、申告の必要はありません。

非課税所得

次のような所得は非課税所得として区別され、所得税や市民税・県民税の対象になりません。

- ①傷病者や遺族などが受け取る年金や恩給など
- ②給与所得者の出張旅費・通勤手当
- ③損害保険金・損害賠償金・慰謝料など
- ④雇用保険の失業給付
- ⑤宝くじの当選金品など

給与所得

給与所得については、必要経費に代わるものとして、次の表のとおり収入金額に応じ所得金額を計算します。

給与収入額の合計額		所 得
651,000円未満		0円
651,000円以上	1,900,000円未満	収入－650,000円
1,900,000円以上	3,600,000円未満	(収入÷4：千円未満切り捨て)×2.8－80,000円
3,600,000円以上	6,600,000円未満	(収入÷4：千円未満切り捨て)×3.2－440,000円
6,600,000円以上	8,500,000円未満	収入×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上		収入－1,950,000円

※ 給与等の収入金額が850万円を超える場合で、かつ、次の①～③のいずれかの要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引きます。

- ①申告者本人が特別障害に該当する ②23歳未満の扶養親族を有する ③同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する

◆所得金額調整控除＝(給与等の収入金額－850万円)×0.1

なお、給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は、所得金額調整控除額は一律15万円

公的年金等所得

公的年金等については、次の表のとおり収入金額に応じ所得金額を計算します。

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等の雑所得以外の所得の合計所得金額		
		公的年金等に係る雑所得以外のすべての所得の合計金額		
		1,000万円以下の場合	1,000万円を超え2,000万円以下の場合	2,000万円を超える場合
1月2日以前に生まれた人	65歳未満	収入－600,000円	収入－500,000円	収入－400,000円
	1,300,000円以上4,100,000円未満	収入×0.75－275,000円	収入×0.75－175,000円	収入×0.75－75,000円
	4,100,000円以上7,700,000円未満	収入×0.85－685,000円	収入×0.85－585,000円	収入×0.85－485,000円
	7,700,000円以上10,000,000円未満	収入×0.95－1,455,000円	収入×0.95－1,355,000円	収入×0.95－1,255,000円
	10,000,000円以上	収入－1,955,000円	収入－1,855,000円	収入－1,755,000円
1月1日以前に生まれた人	65歳以上	収入－1,100,000円	収入－1,000,000円	収入－900,000円
	3,300,000円以上4,100,000円未満	収入×0.75－275,000円	収入×0.75－175,000円	収入×0.75－75,000円
	4,100,000円以上7,700,000円未満	収入×0.85－685,000円	収入×0.85－585,000円	収入×0.85－485,000円
	7,700,000円以上10,000,000円未満	収入×0.95－1,455,000円	収入×0.95－1,355,000円	収入×0.95－1,255,000円
	10,000,000円以上	収入－1,955,000円	収入－1,855,000円	収入－1,755,000円

※ 65歳未満であるかどうかの判定は、その年の12月31日の年齢によります。

■所得控除

所得控除	要 件	控 除 額										
社会保険料控除	社会保険料(健康保険料・年金の掛金・介護保険料・後期高齢者医療保険料など)を支払った場合	支払った金額										
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金や心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合	支払った金額										
生命保険料控除	①生命保険契約等 ②個人年金保険契約等 ③介護医療保険契約等の保険料や掛金を支払った場合	①～③の契約ごとに計算した控除額の合計額(上限7万円) 旧契約(平成23年12月31日以前に契約)のみの場合										
		<table><tr><th>支払保険料</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>15,000円以下</td><td>全額</td></tr><tr><td>15,000円超40,000円以下</td><td>支払保険料×1/2+7,500円</td></tr><tr><td>40,000円超70,000円以下</td><td>支払保険料×1/4+17,500円</td></tr><tr><td>70,000円超</td><td>35,000円</td></tr></table>	支払保険料	控 除 額	15,000円以下	全額	15,000円超40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円	40,000円超70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円	70,000円超	35,000円
		支払保険料	控 除 額									
		15,000円以下	全額									
		15,000円超40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円									
		40,000円超70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円									
		70,000円超	35,000円									
		新契約(平成24年1月1日以降に契約)のみの場合										
		<table><tr><th>支払保険料</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>12,000円以下</td><td>全額</td></tr><tr><td>12,000円超32,000円以下</td><td>支払保険料×1/2+6,000円</td></tr><tr><td>32,000円超56,000円以下</td><td>支払保険料×1/4+14,000円</td></tr><tr><td>56,000円超</td><td>28,000円</td></tr></table>	支払保険料	控 除 額	12,000円以下	全額	12,000円超32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円	32,000円超56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円	56,000円超	28,000円
		支払保険料	控 除 額									
12,000円以下	全額											
12,000円超32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円											
32,000円超56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円											
56,000円超	28,000円											
旧契約と新契約の両方がある場合、次のいずれか大きい金額 ・旧契約と新契約の控除額の合計(上限28,000円) ・旧契約のみの控除額(上限35,000円)												
地震保険料控除	居住用家屋や生活用動産を保険等の目的とし、かつ、地震等を直接または間接の原因とする火災等による損害により生じた損失の額を補てんする保険金等が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等を支払った場合	①地震保険料のみの場合										
		<table><tr><th>支払保険料</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>50,000円以下</td><td>支払保険料×1/2</td></tr><tr><td>50,000円超</td><td>25,000円</td></tr></table>	支払保険料	控 除 額	50,000円以下	支払保険料×1/2	50,000円超	25,000円				
		支払保険料	控 除 額									
		50,000円以下	支払保険料×1/2									
		50,000円超	25,000円									
②旧長期(保険等の期間が10年以上で満期返戻金があり、平成18年12月31日までに締結したもの)損害保険料のみの場合												
<table><tr><th>支払保険料</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>5,000円以下</td><td>全額</td></tr><tr><td>5,000円超15,000円以下</td><td>支払保険料×1/2+2,500円</td></tr><tr><td>15,000円超</td><td>10,000円</td></tr></table>	支払保険料	控 除 額	5,000円以下	全額	5,000円超15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円	15,000円超	10,000円				
支払保険料	控 除 額											
5,000円以下	全額											
5,000円超15,000円以下	支払保険料×1/2+2,500円											
15,000円超	10,000円											
③地震と旧長期の両方がある場合 ①と②で求めた金額の合計額 限度額25,000円												
雑損控除	災害や盗難などにより資産に損害を受けた場合	次の①と②のいずれか多い方の金額 ①(損失額ー補てん金額)ー総所得金額等の合計額の10% ②災害関連支出の金額ー5万円										
医療費控除	医療費を支払った場合	次の①と②のいずれか多い方の金額 ①(支払った医療費の総額ー保険金などで補てんされる金額)ー(10万円または総所得の合計額×5%のいずれか少ない額) ※200万円が限度額 ②特定一般用医薬品等の購入費ー保険金などで補てんされる金額ー1万2千円 ※8万8千円が限度額										

所得控除	要 件	控 除 額
寡 婦 控 除	下欄の「ひとり親控除」に該当しない方で、次の①②③すべてに該当する方 ①合計所得金額が500万円以下 ②次のいずれかに該当すること ・夫と死別した後、婚姻をしていない方または夫の生死が不明な方 ・夫と離別した後、婚姻をしていない方で子以外の扶養親族がある方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと	26万円
ひ と り 親 除	現に婚姻をしていない方、又は配偶者の生死が不明な方で次の①②③すべてに該当する方 ①合計所得金額が500万円以下 ②生計を一にする子（その年分の所得金額が58万円以下）がある方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと	30万円
勤 労 学 生 除	本人が勤労学生で、合計所得金額が85万円以下で、勤労によらない所得が10万円以下の場合	26万円
障害者控除	本人、控除対象配偶者又は扶養親族が障害者の場合	障害者 1 人に付き26万円 特別障害者の場合30万円 同居特別障害者の場合53万円
配 偶 者 除	配偶者の所得が58万円以下の場合	下段〔配偶者控除・特別控除早見表〕参照
配偶者特別控除	配偶者の所得が58万円を超え133万円以下の場合	
扶 養 控 除	配偶者以外の生計を一にする16歳以上の親族で、合計所得金額が58万円以下の場合	一般の扶養親族の場合33万円 特定扶養親族（19歳以上23歳未満）の場合45万円 老人扶養親族（70歳以上）の場合38万円 老人扶養親族のうち、納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している場合45万円
特 定 親 族 特 別 控 除	特定扶養親族の所得が58万円を超え123万円以下の場合	次ページ【特定親族特別控除額早見表】参照
基 礎 控 除	納税義務者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合	合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の場合29万円 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下の場合15万円

〔配偶者控除・特別控除早見表〕

		申告する方の合計所得金額		
配偶者の合計所得金額（円）		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
58万円以下		33 万円	22 万円	11 万円
	老人控除対象配偶者	38 万円	26 万円	13 万円
58 万円超 100 万円以下		33 万円	22 万円	11 万円
100 万円超 105 万円以下		31 万円	21 万円	11 万円
105 万円超 110 万円以下		26 万円	18 万円	9 万円
110 万円超 115 万円以下		21 万円	14 万円	7 万円
115 万円超 120 万円以下		16 万円	11 万円	6 万円
120 万円超 125 万円以下		11 万円	8 万円	4 万円
125 万円超 130 万円以下		6 万円	4 万円	2 万円
130 万円超 133 万円以下		3 万円	2 万円	1 万円
133 万円超		0 万円	0 万円	0 万円

〔特定親族特別控除額早見表〕

所得金額		控除額
58万円超	95万円以下	45万円
95万円超	100万円以下	41万円
100万円超	105万円以下	31万円
105万円超	110万円以下	21万円
110万円超	115万円以下	11万円
115万円超	120万円以下	6万円
120万円超	123万円以下	3万円
123万円超		0万円

■均等割

所得金額が一定金額を超える場合には、均等割が課税されます。

市 民 税	県 民 税
3,000円	2,000円

※ 平成20年度から令和8年度までは、県民税均等割の超過課税分（森林湖沼環境税）として1,000円を含みます。

※ 令和6年度から、均等割と併せて森林環境税（国税）1,000円が課税されています。

■所得割の税率

所得割の税率は次の表のとおりです。

課税標準額×税率＝所得割額

課税標準額	市 民 税	県 民 税
	税 率	税 率
一 律	6 %	4 %

■調整控除について（税額控除）

所得税から市民税・県民税への税源移譲にあたって、所得税と市民税・県民税の人的控除の差により生じる負担増を調整するために設けられた税額控除で、次により算出した金額を市民税・県民税所得割から控除します。

(1) 合計課税所得金額が200万円以下の場合						
次の①と②のいずれか小さい額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額						
① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額						
② 合計課税所得金額						
(2) 合計課税所得金額が200万円超の場合						
① の金額から② の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額						
① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額						
② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額						
控 除 の 種 類		金 額	控 除 の 種 類		金 額	
基 礎 控 除※		5 万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下
障害者 控 除	普 通	1 万円	配偶者 控 除	一 般	5 万円	4 万円
	特 別	10万円		老 人	10万円	6 万円
	同居特別	22万円	扶養控除	一 般	5 万円	老 人
寡 婦 控 除		1 万円		特 定	18万円	同居老親等
ひとり親 控 除	父	1 万円				
	母	5 万円				
勤労学生控除		1 万円				

※ 合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません。

市民税・県民税と所得税の違い

市民税・県民税と所得税の主な違いは、次の表のとおりです。

区 分		市民税・県民税（住民税）		所得税
課税される所得		令和 7 年中の所得		令和 8 年中の所得
課税される時期		令和 7 年中の所得に対して 令和 8 年度に課税されます		令和 8 年中の所得に対して 令和 8 年中に課税されます
税 率	均等割	市:3,000円 (※1)	県:2,000円 (※2)	ありません
	所得割	市: 6 %	県: 4 %	7 段階 (5 %・10 %・20 %・23 %・33 %・40 %・45 %)
所得控除		各控除額が異なります(市民税・県民税の控除額は10・11・12ページ参照)		
税額控除		配当控除の控除率が異なります 市民税・県民税には住宅借入金控除等特別控除(※3)、政党等に対する寄附の特別控除はありません 寄附金税額控除(市民税・県民税のみ適用:平成21年度課税分から)(※4)		
納税の 方法等	給与所得者	毎年 6 月から翌年 5 月までの給料から差し引かれます(特別徴収) 年末調整はありません		毎年 1 月から12月の給与とボーナスから差し引かれます(源泉徴収) 年末調整があります
	自営業者等	年 4 回の納期ごとに納めていただきます(6 月・8 月・10 月・翌年 1 月の各末日)(普通徴収)		確定申告などにより申告納付していただきます (2 月16日～3 月15日)

- (※1) 令和 6 年度から、均等割と併せて森林環境税（国税）1,000円が課税されています。
- (※2) 平成20年度から令和 8 年度までは、県民税均等割の超過課税分（森林湖沼環境税）として1,000円を含みます。
- (※3) 平成21年から令和12年12月末までの間に居住し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている人で、所得税から住宅借入金等特別控除額が控除しきれなかった人については、対象となる場合があります。
- (※4) 平成20年 1 月 1 日以降に下記の寄附をした場合、その金額に応じて市県民税を控除します。（詳しい計算方法は市民税課までお問合せください。）
- (1) 都道府県、市区町村に対する寄附金
 - (2) 1 月 1 日現在住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字支部に対する寄附金
 - (3) 私立学校法人、社会福祉法人など

第3章 固定資産税・都市計画税

固定資産税とは

固定資産税は、土地・家屋・償却資産を所有している人に、その固定資産の価格に応じて負担していただくものです。

■納める人（納税義務者）

毎年1月1日（賦課期日）現在、市内に固定資産を所有している人で、具体的には次のとおりです。

土地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

- ※ 納税義務者が死亡した場合は、相続人が納税義務を受け継ぐことになります。相続人が2人以上いる場合は、代表者を決めていただくことになります。
- ※ 売買などで所有者の変更があった場合でも、登記簿の名義変更が1月1日現在で完了していなければ、旧所有者が納税義務者となります。

■固定資産税の対象となる資産

《土地》田、畑、宅地、山林、原野、雑種地などの土地をいいます。

《家屋》居宅、店舗、工場、倉庫、車庫、事務所などの建物をいいます。

《償却資産》事業を営んでいる方が事業のために用いる機械、器具、備品などをいいます。例えば、次にあげる事業用資産が償却資産の対象となります。

構築物	広告塔、駐車場の舗装など
機械及び装置	工作機械、建設機械、太陽光パネルなど
船舶・航空機	漁船、ヘリコプターなど
車両及び運搬具	大型特殊自動車（フォークリフトなど）
工具、器具及び備品	冷蔵庫、パソコンなど

なお、耐用年数1年未満の資産、取得価額が10万円未満の資産、自動車税及び軽自動車税の対象となるものは、償却資産としての課税の対象となりません。

■税額の計算

固定資産税は、次のような手順で税額が決定され、納税者に通知されます。

固定資産を評価し、価格を決定し、その価格をもとに
課税標準額を算定します。



課税標準額×税率（1.4％）＝税額となります。

課税標準額…原則として、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）が課税標準額となります。次の措置が適用される場合には、その課税標準額は価格よりも低く算定されます。

- ① 住宅用地に対する課税標準の特例（18ページ参照）
- ② 宅地に係る負担調整措置（19ページ参照）

免税点…市内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額の合計額が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土 地	30 万円
家 屋	20 万円
償 却 資 産	150 万円

《価格の据置措置》

土地と家屋については、原則として3年に1度評価替えを行い、評価替え年度（基準年度）の翌年度及び翌々年度は、土地の地目の変更や家屋の増改築などがあつた場合を除き、基準年度の価格がそのまま据え置かれます。ただし、地価の下落があり、土地の価格を据え置くことが適当でないときは、価格の修正を行います。

《評価替え》

評価替えとは、固定資産の価格の見直しのことです。

本来であれば毎年度評価替えを行い、納税者負担の公平を図るべきですが、実務量が膨大になることなどにより、3年ごとに評価を見直す制度になっています。

《資産明細書》

土地・家屋の1筆・1棟ごとの課税内容（次の事項）を記載した資産明細書を納税通知書とあわせて送付しています。

- ① 土地 所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額、税額
- ② 家屋 所在、家屋番号、種類、床面積、価格、課税標準額、税額

《償却資産の申告制度》

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに償却資産が所在する市町村に申告しなければなりません。

償却資産は、取得価額を基礎として、その耐用年数と取得後の経過年数に応じた減価を考慮して評価するので、毎年価格が変わります。

インターネットからeLTAX(エルタックス)を利用して償却資産の電子申告・届出をすることができます。

eLTAX(エルタックス)ホームページアドレス

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

《価格の縦覧と課税台帳の閲覧》

- 縦覧とは 毎年4月1日から第1期の納期限の日までの間、納税者が自分の土地や家屋の評価が適正であるかどうか、市内の他の土地や家屋の評価と比較することができる制度です。
- 閲覧とは 納税義務者等が、自分の資産や権利のある資産について、固定資産課税台帳に記載されている内容を、時期を問わず見ることができる制度です。
- 審査申出 納税者は、固定資産課税台帳に登録されている価格について不服がある場合には、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。ただし、基準年度以外は、地目の変更や家屋の増改築などの事情により評価が変わった場合を除き、審査の申出をすることができません。

評価のしくみ

土地

固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。

地目とは… 田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野又は雑種地に区分されます。固定資産の評価上の地目は、登記簿に登録されている地目に関わりなく、毎年1月1日現在の現況(利用状況)の地目により認定します。

地積とは… 土地の面積をいいます。原則として登記簿に登録されている面積です。

価格(評価額)とは… 売買実例価格を基に算定した正常売買価格を基礎として求めます。

《評価方法》

宅地の評価については、路線価方式(市街化区域の土地)及び標準地比準方式(市街化調整区域及び都市計画区域外の土地)の二つの評価方法を用いています。

路線価とは… 市街地の道路に接する標準的な宅地の1㎡あたりの価格をいい、主要な街路の路線価は、標準宅地についての地価公示価格や不動産鑑定評価価格等を基にして求められ、その他の街路の路線価は、主要な街路の路線価を基にして道路の幅員や公共施設からの距離などに応じて求められます。

※土地の評価に対する理解と認識を深めていただくために、評価額の基礎となる路線価が公開されています。

サイト名「全国地価マップ」<https://www.chikamap.jp>

標準宅地とは… 状況が類似する地域ごとに、その主要な街路に接した標準的(間口、奥行、形状等が標準的なもの)な宅地をいいます。

■住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地（1月1日現在、居住の用に供する住宅の敷地）については、次のように課税標準の特例措置がとられています。

小規模住宅用地

200㎡以下の住宅用地…評価額×1／6＝課税標準額
(住宅1戸あたり)

一般住宅用地

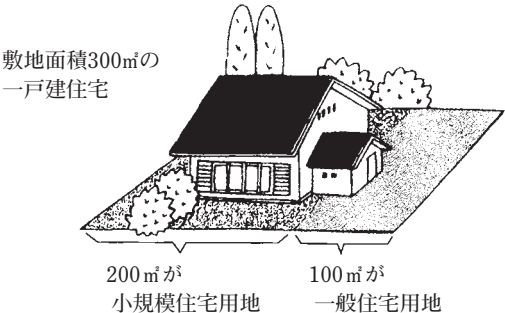
200㎡を超える部分…評価額×1／3＝課税標準額

※ 住宅用地とは、現に人の居住する住宅の敷地として利用されている土地で、住宅床面積の10倍の面積を限度とします。

※ 小規模住宅用地となるの

は、200㎡以下の住宅用地だけでなく、200㎡を超える住宅用地についても、200㎡までの部分が小規模住宅用地になります。

また、共同住宅のように住宅用地の上に複数の住居がある場合は、住居1戸につき200㎡が小規模住宅用地になります。



○特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地の用に供されている土地の面積に次の表の住宅用地の率を乗じて求めます。

	家屋	居住部分の割合	住宅用地の率
イ	専用住宅	全部	1.0
ロ	ハ以外の併用住宅	1／4以上1／2未満	0.5
		1／2以上	1.0
ハ	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	1／4以上1／2未満	0.5
		1／2以上3／4未満	0.75
		3／4以上	1.0

■ 宅地に係る負担調整措置

かつて固定資産の評価は市町村ごとにばらつきが生じていましたが、平成6年度から、評価の均衡を図るため、宅地の評価水準を全国一律に地価公示価格等の7割を目途とする評価替えが行われました。

同時に、この評価替えによって税負担が急増しないようにするため、なだらかに課税標準額を上昇させる仕組みとして負担調整措置が行われました。

しかし、依然として負担水準（今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合）のばらつきが見られたため、平成18年度から負担水準の均衡化を一層促進する措置がとられています。

負担水準とは…前年度の課税標準額が今年度の評価額に対して
どの程度まで達しているかという割合をいいます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の評価額（×住宅用地特例率）※}}$$

※ 小規模住宅用地及び一般住宅用地については、評価額に住宅用地の特例率（小規模住宅用地…1／6、一般住宅用地…1／3）を乗じます。

※ 都市計画税の住宅用地の特例率は、固定資産税と同じではありませんのでご注意ください。（小規模住宅用地…1／3、一般住宅用地…2／3）

①税負担が前年度より下がる場合

〔商業地等の宅地〕

負担水準が0.7を超える土地の固定資産税の課税標準額は、負担水準を0.7とした場合の課税標準額まで引き下げます。

$$\text{評価額} \times 0.7 = \text{課税標準額}$$

※ 「商業地等の宅地」とは、住宅用地以外の宅地や、農地以外の土地のうち評価が宅地の評価額に比準して決定される土地をいいます。

〔住宅用地〕

負担水準が1.0を超える土地の固定資産税の課税標準額は、負担水準を1.0とした場合の課税標準額まで下がります。

②税負担が前年度の額に据え置きになる場合

〔商業地等の宅地〕

負担水準が0.6以上0.7以下の土地は、前年度の課税標準額に据え置きます。

〔住宅用地〕

住宅用地の据え置きについては、平成26年度からなくなりました。

③税負担が前年度より上昇する場合

〔商業地等の宅地〕

負担水準が0.6未満の土地は、**前年度課税標準額＋(新評価額×5%)**が課税標準額となります。

ただし、当該額が新評価額の60%を上回る場合には新評価額の60%相当額となり、新評価額の20%を下回る場合には新評価額の20%相当額となります。

〔住宅用地〕

負担水準が1.0未満の土地は、**前年度課税標準額＋(新評価額×住宅用地特例率×5%)**が課税標準額となります。

ただし、当該額が新評価額×住宅用地特例率の100%を上回る場合には新評価額×住宅用地特例率の100%相当額となり、新評価額×住宅用地特例率の20%を下回る場合には新評価額×住宅用地特例率の20%相当額となります。

■ 固定資産税・都市計画税の税負担の調整措置に伴う課税標準額算出表

表 1 商業地等の宅地の負担調整措置

負担水準	負担調整措置（課税標準額）
0.7超	評価額の70％に引下げ
0.6以上0.7以下	前年度課税標準額に据置き
0.6未満	前年度課税標準額＋（新評価額×5％）＝課税標準額（A） （A）が新評価額の60％を上回る場合は新評価額の60％相当額 （A）が新評価額の20％を下回る場合は新評価額の20％相当額

表 2 住宅用地の負担調整措置

負担水準	負担調整措置（課税標準額）
1.0以上	評価額×住宅用地特例率
1.0未満	前年度課税標準額＋（新評価額×住宅用地特例率×5％）＝課税標準額（A） （A）が新評価額×住宅用地特例率の20％を下回る場合は新評価額×住宅用地特例率の20％相当額

固定資産税 住宅用地特例率（小規模住宅用地は1／6、一般住宅用地は1／3）

表 3 農地の負担調整措置

負担水準	負担調整措置（課税標準額）
0.9以上	前年度課税標準額×1.025＝課税標準額
0.8以上0.9未満	前年度課税標準額×1.05＝課税標準額
0.7以上0.8未満	前年度課税標準額×1.075＝課税標準額
0.7未満	前年度課税標準額×1.1＝課税標準額

※ 市街化区域農地の課税については、原則として、評価額に1／3（都市計画税は2／3）を乗じた額が課税標準額となり、税負担の調整措置については一般農地と同様になります。

家 屋

固定資産評価基準により、再建築価格を基準に評価します。

《新築家屋の評価》

再建築価格×経年減点補正率＝評価額

再建築価格…………… 評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費（適正な時価）です。

経年減点補正率… 家屋の建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価等を表したものです。（経過年数が1年未満は1年として計算します。）

《新築以外の家屋（在来分家屋）の評価》

3年ごとの評価替えの年に、市内すべての家屋について、次のとおり再計算します。

再建築価格（基準年度の前年度の再建築価格×再建築費評価点補正率）×経年減点補正率＝評価額

評価替えにより評価替え前の価格より高くなった場合は、原則として前年度（評価替え前）の価格に据え置かれます。

なお、増改築又は一部取り壊し等をした家屋については、これらを考慮して再評価します。

再建築費評価点補正率… 前回の評価替えからの3年間の建築物価の変動を反映した率です。



■新築住宅に対する税額の減額措置

新築の一般住宅やマンションなどの居住用家屋で、次のすべての要件にあてはまるときは、固定資産税額が一定の期間2分の1に減額されます。

要 件	内 容
住居割合の要件	住居部分の割合が家屋の2分の1以上であること。
床面積の要件	一戸建ての場合…居住部分の床面積が40㎡以上240㎡以下（建築日が令和8年3月31日以前の場合は、50㎡以上280㎡以下） 共同住宅の場合…1戸の床面積が40㎡以上280㎡以下のもの ・住宅に附属した物置等の面積も含めて判定します。 ・分譲マンションなどの区分所有家屋の床面積は、専有部分床面積+持分であん分した共用部分床面積で判定します。

減額される範囲（一戸につき）と期間

専用住宅	120㎡までの部分
併用住宅	居住部分のうち120㎡までの部分

イ	一般住宅（ロ以外の住宅）	新築後3年度分
ロ	3階以上の中高層耐火住宅等	新築後5年度分

※なお、認定長期優良住宅については、認定書の写しを添付した申告書を提出していただくことで、イの場合5年度分、ロの場合7年度分減額されます。

《家屋を取り壊したときは》

建物を取り壊したときは、規模の大小にかかわらずできるだけ早く**資産税課**へご連絡ください。



償却資産

固定資産評価基準に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

前年中に取得した償却資産

$$\text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2) = \text{評価額}$$

前年より前に取得した償却資産

$$\text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率}) = \text{評価額} \cdots (A)$$

ただし、(A) により求めた額が取得価額の 5 % よりも小さい場合はその償却資産が本来の用に供されている限りは、取得価額の 5 % を評価額とします。

取得価額	償却資産を取得又は製作するための、通常支出すべき金額のことです。 ・購入した償却資産については、その購入代価に付帯費の額（引き取り運賃、荷役費など）を含めた金額です。 ・自己の製作などによる償却資産については、その製作などのための原材料費、労役費及び経費の額に、付帯費の額を含めた金額です。
減 価 率	原則として、耐用年数表（財務省令）に掲げられている耐用年数に応じて、1 年間に資産の価値が減少する割合のことです。

都市計画税とは

都市計画税は、道路、公共下水道、都市公園などの都市施設の整備（都市計画事業）又は土地地区画整理事業の費用に充てるために負担していただく税金です。

■納める人（納税義務者）

毎年1月1日（賦課期日）現在で、都市計画法に基づく市街化区域内に土地又は家屋を所有している人。

■税額の計算

$$\text{課税標準額} \times \text{税率（0.3\%）} = \text{税額}$$

課税標準額は、原則として固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）となります。なお、土地については、固定資産税と同じように、

①住宅用地に対する課税標準の特例があります。

ア 小規模住宅用地…価格の $1/3$
(200㎡以下の住宅用地)

イ 一般住宅用地…価格の $2/3$
(小規模住宅用地以外の住宅用地)

②固定資産税と同様の税負担の調整措置がとられています。

家屋については、評価額＝課税標準額となります。

《免税点》

固定資産税が免税点未満のものは、都市計画税もかかりません。

■納税の方法

固定資産税と合わせて、納めていただくことになっています。

第4章 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所などがある法人に対して課税される税金です。これには、法人の規模（資本金等の額や従業者数）に応じて一定額が課される均等割と所得に応じた法人税額（国税）を課税標準として課される法人税割があります。

それぞれの法人が定める事業年度が終了した後一定期間内に、法人がその納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税額を納めます。これを申告納付といいます。

法人の県民税にも均等割と法人税割がありますが、個人の県民税と異なり、直接県へ申告納付することになっています。

法人市民税の納税義務者

納税義務者		法人市民税	
		均等割	法人税割
市内に事務所又は事業所（本店・支店・工場など）を設けている法人		○	○
市内に寮・宿泊所・クラブ・保養所・集会所などのみを設けている法人		○	—
市内に事務所や寮などを設けている法人でない社団・財団などで、代表者・管理人の定めがあるもの	収益事業を営むもの	○	○
	収益事業を営まないもの	—	—

均等割

均等割額＝均等割の税率(年額)×事業所などを有していた月数÷12

■日立市の均等割の税率

法人の区分		税率（年額）
資本金等の額	市内にある事務所・事業所・寮等の従業者数	
・公共法人及び公益法人等（独立行政法人で収益事業を行うものを除く）のうち均等割が課税されるもの ・人格のない社団等のうち収益事業を行うもの ・一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く） ・資本金の額又は出資金の額を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く）		50,000円
1千万円以下の法人	50人以下のもの	
1千万円以下の法人	50人を超えるもの	144,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下のもの	156,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	50人を超えるもの	180,000円
1億円を超え10億円以下の法人	50人以下のもの	192,000円
1億円を超え10億円以下の法人	50人を超えるもの	480,000円
10億円を超える法人	50人以下のもの	492,000円
10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	2,100,000円
50億円を超える法人		3,600,000円

法人税割

法人税割額＝法人税額×法人税割の税率

他の市町村にも事務所や事業所などを設けている法人は、関係市町村ごとの従業者数を基準にして、法人税額をあん分してから法人税割額を算出します。

■日立市の法人税割の税率

法人の区分	税率
・資本金等の額が1億円未満である法人 ・資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ・法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの	6.0%
上記以外の法人	8.4%

申告と納税

事業年度終了後2箇月以内に、法人自ら税額を算出して、市役所に申告納付します。

申告区分		納付税額 (A) + (B)		申告・納付期限
		法人税割 (A)	均等割 (B)	
中間申告 (注1)	予定申告	前事業年度の法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数	均等割税率 (年額) × 事務所等の所在 月数 ÷ 12	事業年度開始の 日以後6箇月を 経過した日から 2箇月以内
	仮決算に よる中間 申告	事業年度開始の日以後6箇月 の期間を1事業年度とみなし て計算した法人税額を課税標 準として計算した額		
確定申告		法人税割額－中間申告納付額	均等割額－中間申告納付額	事業年度終了の日の翌日 から原則2箇月以内(注2)

(注1) 事業年度が6箇月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人

(注2) 法人税について税務署長から提出期限延長の承認を受けている場合は、法人市民税の確定申告書の提出期限も延長となります。

法人等の設立・開設・変更の届出

日立市内に新しく法人等を設立、または日立市外に本社がある法人等が事務所や事業所などを市内に開設した場合は、10日以内に、法人名・所在地・代表者名・設立年月日・事業年度などの必要事項を市役所に届け出てください。

また、商号変更・所在地変更・代表者変更・資本金額変更など、届出内容に変更を生じた場合は、変更内容をその都度届け出てください。

申告書・届出書の提出先

日立市 市民税課 諸税係

〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号

直通電話 050(5528)5052 (IP電話)

電話 0294(22)3111 内線237・238

※日立市のホームページから「法人の設立等に関する申告書」などの様式をダウンロードすることができます。

日立市ホームページアドレス

<https://www.city.hitachi.lg.jp/>

※インターネットからeLTAX（エルタックス）を利用して電子申告・届出をすることができます。

eLTAX（エルタックス）ホームページアドレス

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

第5章 諸 税

軽自動車税

■軽自動車税とは

軽自動車税は、原動機付自転車・軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を取得し、毎年4月1日現在所有している人に課税されます。ただし、割賦販売などで所有権が留保されている車については使用している人が納税義務者になります。

5月上旬、市から軽自動車税の納税通知書が送られますので、5月中に全額を納めてください。4月2日以降に廃車したものは1年分の税金が課税されます。自動車税のような月割制度はありません。また、標識を返納されない限り、使用していない場合でも課税されますのでご注意ください。

■減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、営業・通勤・通学・通院などのために軽自動車が必要不可欠な生活手段となっている場合、一定の条件を備えているものは毎年納期限までに申請することにより、軽自動車税が減免されます。

普通自動車についても、減免の制度があります。詳しくは、常陸太田県税事務所（TEL0294-80-3314）までお問合せください。

ただし、減免が受けられるのは身体障害者等1人につき1台ですので、普通自動車と軽自動車の両方で減免を受けることはできません。

■車検用納税証明書

車検を実施する検査機関側で、収納情報を電子確認できるようになったため、車検時に納税証明書の提示は原則不要となりました。

また、納税義務者や車検依頼を受けた業者等は「日立市軽自動車納税確認システム」を利用してパソコンやスマートフォンから軽自動車税の納付状況が確認できます。



システムの案内

なお、紙の証明書を必要な場合は、日立市役所・支所・出張所の各窓口で発行（無料）できます。

■軽自動車税の申告

軽自動車を持っているかどうかの判断は、全て所有者の申告に基づいています。車を取得したり、譲渡、廃車などの変更があった場合には、下記の窓口へ申告してください。

標識	種 類	手続き	必要書類等	窓 口
日立市ナンバー	・ 原動機付自転車 ・ 小型特殊自動車	登録	・ 販売証明書、譲渡証明書、廃車証明書等 ・ 本人確認書類	・ 市民税課 ・ 市内各支所 ※平日のみの取扱いとなります。
		名義変更	・ 標識交付証明書 ・ 本人確認書類	
		廃車	・ ナンバープレート ・ 標識交付証明書 ※盗難にあった時は、盗難届の受理番号を控えてください。 ・ 本人確認書類	
水戸ナンバー	・ 軽自動車（三輪と四輪のもの）	軽自動車検査協会 茨城事務所 水戸市酒門町4400 ☎050（3816）3105 手続きの詳細は、直接お問合せください		
	・ 二輪の小型自動車 ・ 二輪の軽自動車	関東運輸局 茨城運輸支局 水戸市住吉町353 ☎050（5540）2017 手続きの詳細は、直接お問合せください		

◇それぞれの管轄外へ転出した場合には、旧ナンバーを返納して新しいナンバーの交付を受けることになります。

■税額

○原動機付自転車、小型特殊自動車（日立市ナンバー）、二輪車（水戸ナンバー）

標識	種 類				税率（年税額）	
日立市 ナンバー	原動機付自転車	50cc以下（一般原付、※特定小型原付、※新基準原付）			2,000円	
		50cc超90cc以下			2,000円	
		90cc超125cc以下			2,400円	
		三輪以上20cc超50cc以下（ミニカー）			3,700円	
	小型特殊自動車	農耕作業用		二輪のもの		2,000円
				四輪		1,000cc以下
						1,000cc超
		特殊作業用（フォークリフト等）			5,900円	
水戸 ナンバー	軽自動車（二輪）		125cc超250cc以下のバイク			3,600円
	二輪の小型自動車		250cc超のバイク			6,000円

※特定小型原付……原動機付自転車のうち電動機の定格出力が0.6kw以下であり長さ1.9m、幅0.6m以下、かつ最高速度20km/h以下のもの（一定の保安基準等に適合する電動キックボードや電動キックスケーターなどがこれに該当する。16歳以上が運転でき運転免許不要である。令和5年7月1日施行）

※新基準原付……新たな排ガス規制に適合するため、総排気量が50cc超125cc以下で最高出力が4.0kw（5.4ps）以下に制御されたバイク（一般原付と同様に法定速度30km/hで乗車定員1名である。令和7年4月1日施行）

○三輪、四輪の軽自動車（水戸ナンバー）

標識	種 類		税 率（年税額）		
			旧税率（ア）	新税率（イ）	重課税率（ウ）
水戸 ナンバ－	軽自動車	三 輪		3,100円	3,900円
		四輪	乗用	自家用	4,600円
					12,900円
				営業用	8,200円
					6,000円
			貨物	自家用	4,500円
					3,800円

- （ア）平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両
（イ）平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けたものから新税率が適用されます。
（ウ）最初の新規検査から13年を経過した三輪、四輪の軽自動車について、重課（新税率＋20%）が導入されます。（令和8年度においては平成25年3月以前の登録車両が適用開始されます。）ただし、電気自動車や被けん引車は重課の対象から除きます。

○グリーン化特例について

税制改正でのグリーン化特例の導入により、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する三輪、四輪の軽自動車について、燃費性能に応じて下表のとおり令和8年度課税分のみ軽減された税率となります。

種 類		税 率（年税額）	
		75%軽減（ア）	50%軽減（イ）
軽自動車	三 輪		1,000円
	四輪	乗用	自家用
			2,700円
		営業用	1,800円
			3,500円
	貨物	自家用	1,300円
		営業用	1,000円

- （ア）電気自動車・天然ガス自動車（平成21年排出ガス10%低減）
（イ）乗用（営業用）：令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成車
※（イ）については、平成17年排出ガス基準75%低減達成（★★★★）かつ揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする営業用乗用車に限ります。
※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこを小売販売業者に売り渡す段階で課税されます。

■納める人（納税義務者）

たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者

※たばこの小売価格内には市たばこ税分が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは、たばこを買う人です。

■申告と納税

納税義務者は翌月の末日までに1箇月間の売り渡し本数から算出した税額を申告し、同時に納めることとされています。

■税額の計算

$$\boxed{\text{売り渡し本数}} \times \boxed{\text{税率 (1,000本につき6,552円)}}$$

鉱産税

市内で鉱物を掘り出した人は、1箇月分の税額を算出して翌月の末日までに申告し、同時に納めることとされています。

■税額

鉱物の売り渡し価格×1%（1箇月の売り渡し価格が200万円以下の場合は0.7%）

※日立市では、現在石灰石が掘り出されています。

入湯税

入湯税は、鉱泉浴場で徴収され、環境衛生施設等の設備及び観光の振興等に要する費用に充てられています。

■納める人（納税義務者）

鉱泉浴場を利用する入湯客です。一般の公衆浴場ではかかりません。

■申告と納税

浴場経営者が入湯客から徴収したものを、翌月の15日までに申告し、同時に納めることとされています。

■税額

1人1日につき150円です。

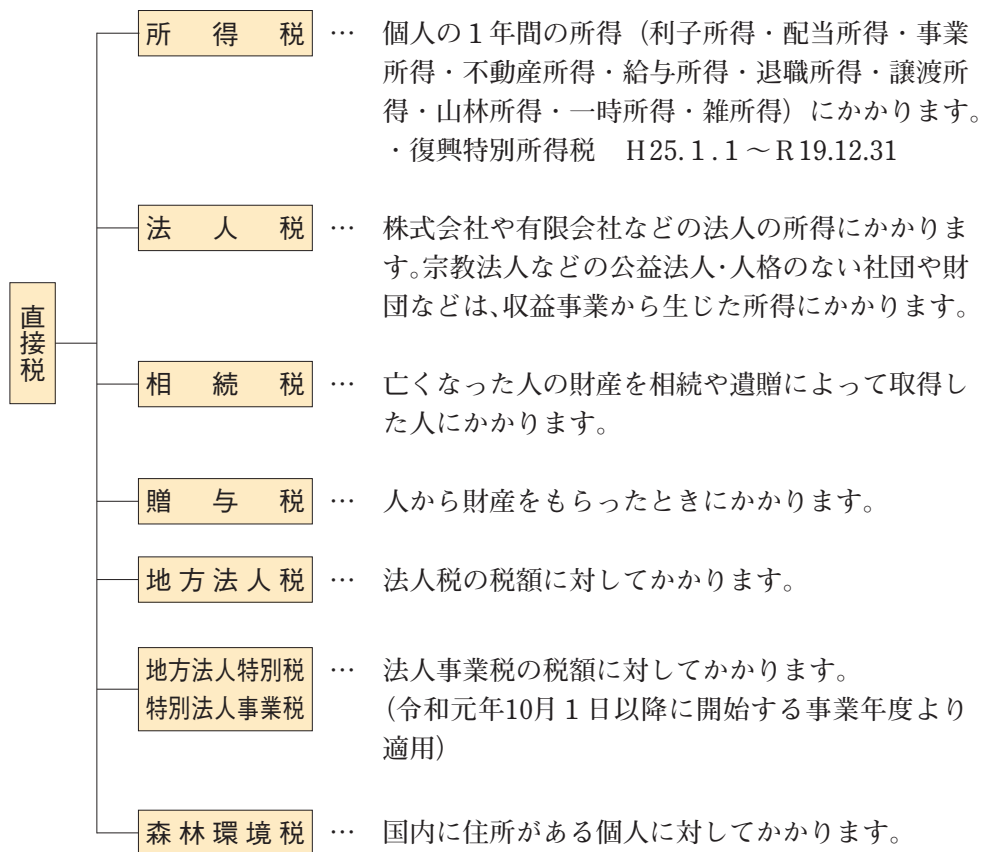
特別土地保有税

平成15年度の税制改正により、平成15年度以降、特別土地保有税の新たな課税はしないことになりました。したがって、保有分については平成15年度分以降、取得分については平成15年1月1日以後に取得された土地に対しては特別土地保有税は課税されないことになりました。

しかし、非課税土地、特例譲渡または免除土地予定地として現在徴収猶予中の納税義務については、課税停止に伴い免除されるものではありません。

第6章 国税と県税のあらまし

1 国税の種類

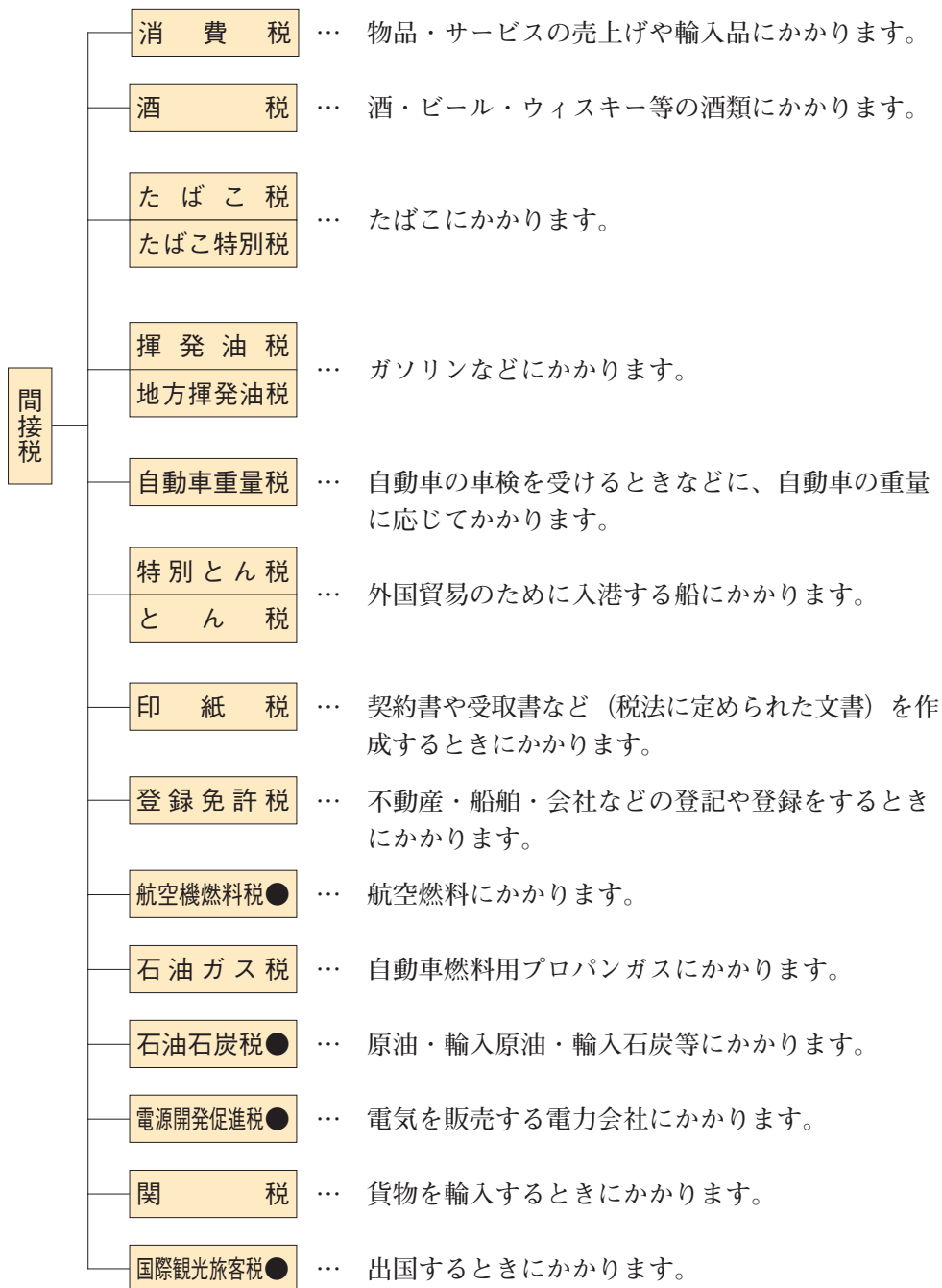


※直接税・・・税金を負担する人が直接納める税金

※間接税・・・納める人と実際に負担する人が異なる税金

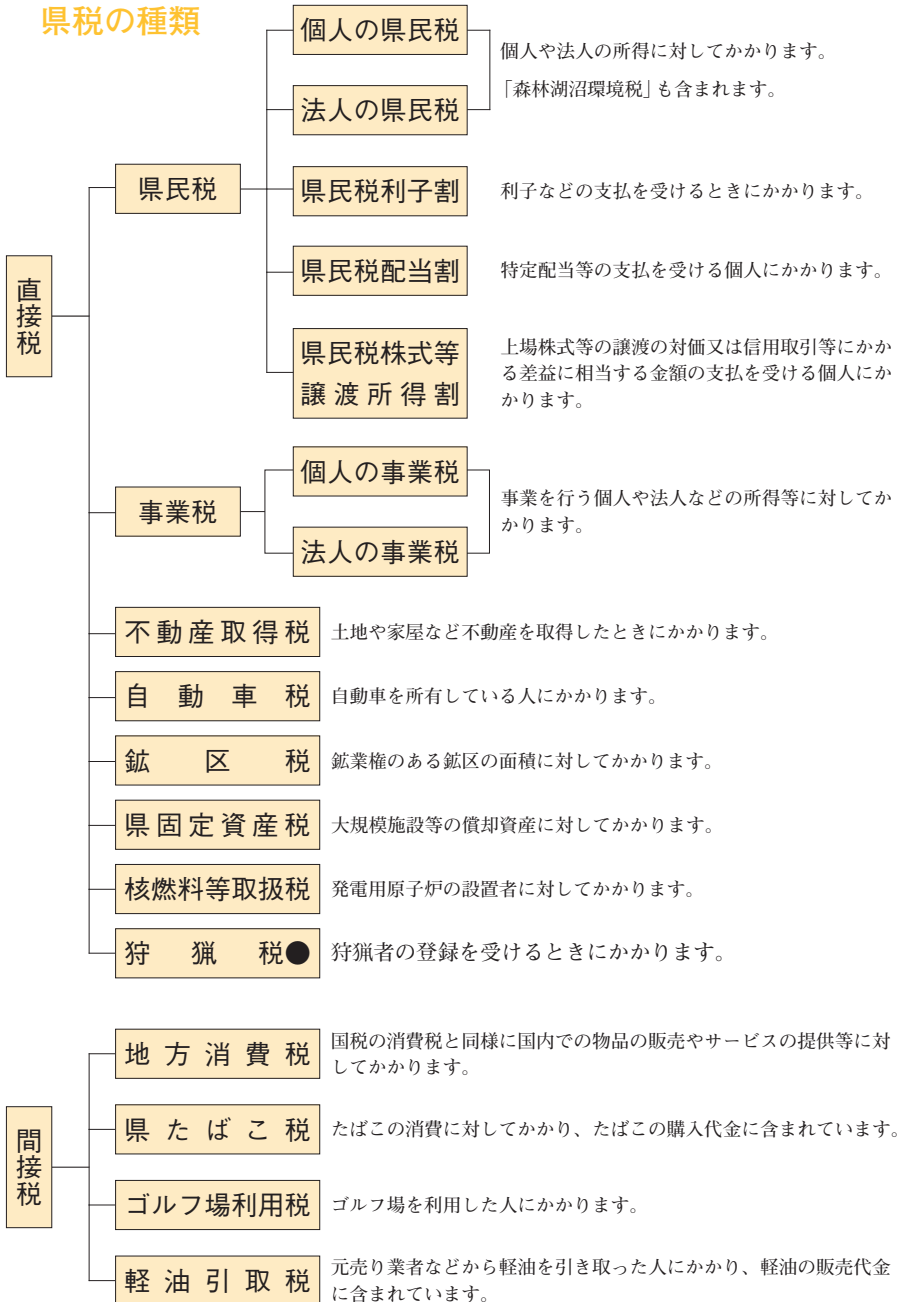
※普通税・・・使いみちが特に定められておらず、どのような費用にもあてられる税金

※目的税・・・使いみちが特定されている税金



●は目的税

2 県税の種類



●は目的税

【地方譲与税・県税交付金】

国や県に納められた税金等から、基準にしたがって市町村に譲与及び交付されます。

地方譲与税	自動車重量譲与税	自動車重量税（国税）の一部が譲与されます。
	地方揮発油譲与税	地方揮発油税（国税）の一部が譲与されます。
	特別とん譲与税	特別とん税（国税）の全額が譲与されます。
	森林環境譲与税	森林環境税（国税）の一部が譲与されます。

県税交付金	利子割交付金	県民税利子割の一部が基準により交付されます。
	地方消費税交付金	地方消費税の一部が基準により交付されます。
	ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場利用税の一部が交付されます。
	株式等譲渡所得割交付金	県民税株式等譲渡所得割の一部が交付されます。
	配当割交付金	県民税配当割の一部が交付されます。
	自動車税環境性能割交付金	自動車税環境性能割の一部が交付されます。
	法人事業税交付金	法人事業税の一部が交付されます。

第7章 市税等の納付

市税等は、納税者のみなさんに決められた期日（納期限）までに自ら納めていただくことになっています。

市税等は市の大切な財源です。納期限までに納付してください。

納める方法 ※(2)から(5)の方法で納めた場合は、領収書は発行されません。

(1) 窓口で納める方法

日立市役所・各支所・出張所、金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）又はコンビニエンスストアに納付書を持参してください。

※ コンビニエンスストアは納期限内に限ります。

(2) 口座振替・自動払込で納める方法

税目ごとに申込みをされた口座から、納期限の日に振替を行います。

なお、一度申込みをされた口座振替登録は、原則、変更・停止の届けが無い限り翌年度以降も継続します。

申込み方法については、次のページをご覧ください。

(3) スマホ決済アプリで納める方法

利用できるスマホ決済アプリ

モバイルレジ、Pay Pay、d払い、au PAY

ご利用方法

利用されるスマホ決済アプリを起動させ、納付書のバーコードを読み取って、納めようとする納付書に記載された内容（納付税目、金額、期別）と画面上の金額を確認のうえ、「支払い」をタップすることで納付できます。

モバイルレジ（モバイルバンキング）の利用には、事前に取り引金融機関との間でインターネットバンキング契約を行う必要があります。

アプリの操作方法、残高のチャージ方法などは、各社のホームページなどでご確認ください。

スマホ決済アプリによる納付は納期限内に限ります。

地方税統一QRコードを上記以外のスマホ決済アプリから読み込んで、スマホ、タブレット等で納付することもできます。

ご利用可能なアプリは、後述する地方税お支払いサイト（令和8年9月から「elお支払いサイト」に名称変更予定、以下同様）のホームページで確認ください。

(4) クレジットカードで納める方法

モバイルレジは、クレジットカードでも納められます。アプリの起動から支払い内容確認までの操作後に「クレジットカード」をタップ、利用条件を確認して、クレジットカード情報を入力、再度支払い内容を確認して、「決済実行」をタップすれば支払い手続き完了です。

バーコードの印字されていない納付書やスマートフォン、タブレット端末の利用環境がない方がクレジットカードで納める際は、インターネットブラウザ「ネットd e モバイルレジ」をご利用ください。

なお、別途手数料がかかります。手数料の額につきましては、日立市ホームページをご覧ください。

ネットd e モバイルレジのご利用方法

日立市ホームページの「クレジットカード納付について」のページから、ネットd e モバイルレジの各税目の支払い専用サイトにアクセスします。納入済通知書に記載された納付番号等の情報を入力して、支払い内容を確認します。利用条件確認以降の操作はモバイルレジ（クレジット）と同様です。

「クレジットカード納付について」のURL

https://www.city.hitachi.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/zeikin/1002149/1002151.html



(5) 地方税お支払いサイトで納める方法

地方税統一QRコードまたはeL番号の印字のある納付書は、地方税お支払いサイトを利用してクレジットカード、インターネットバンキング、口座振替（ダイレクト方式）、ペイジー番号を発行してATM等で支払等により納付をすることができます。

詳細については、地方税お支払いサイトのホームページでご確認ください。

「地方税お支払いサイト」のURL

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>



(6) 特別徴収で納める方法

会社などに勤めている給与所得者は、市民税・県民税を給与から天引きされ、給与支払者が市へ納入します。(13ページ参照)

■口座振替・自動払込の申込み手続き

日立市内のあなたが利用している金融機関やゆうちょ銀行（郵便局）へ、通帳、その届出印及び納税通知書を持参してください。窓口で「市税等預金口座振替依頼書」（ゆうちょ銀行（郵便局）の場合は「市税等自動払込利用申込書」）を記入して申し込みます。また、市役所納税課へ郵便で申し込むこともできます。

振替は、申込みをした月の翌月末以降に納期限の到来する税金から開始します。

■口座振替・自動払込が利用できる主な税目等と振替日

税目など	固定資産税・都市計画税 固定資産税(償却資産分) 軽自動車税 市県民税(普通徴収分)	国民健康保険料 介護保険料 後期高齢者医療保険料
口座振替日	納期限の日	納期限の日
お問合せ先	納税課（内線253）	国民健康保険課（内線208）

※ 残高不足等により振替日に振替できなかった場合、原則として15日後に再振替を行います。なお、再振替は納期限後の納付になりますので、延滞金がかかる場合があります。

◎口座振替・自動払込をすることができる金融機関等

常陽銀行（注1）、筑波銀行、東日本銀行（注2）、東邦銀行、みずほ銀行（注3）、茨城県信用組合、水戸信用金庫、常陸農業協同組合、日立市多賀農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行（郵便局）

（注1）一部取り扱いできない店舗があります。

（注2）日立支店、水戸支店、ひたちなか支店、太田支店に限ります。

（注3）本店及び日本国内の各支店に限ります。

◎納めることのできる金融機関

地方税統一QRコードの印字がある納付書は、全国の地方税統一QRコード対応の金融機関で納められます。

地方税統一QRコードの印字がない納付書は、上記の口座振替のできる金融機関のうち、みずほ銀行を除く金融機関で納付できます。ゆうちょ銀行・郵便局は、関東各都県及び山梨県に限り納付することができます。

◎納めることのできるコンビニエンスストア

くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ダイエー、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK 設置店（50音順）

※ 納期限を過ぎた場合、金額の訂正をした場合、及びバーコードが読み取れない場合はコンビニエンスストアでは納付できません。

市税等の納期

市税等はそれぞれ納期が決められています。納期限までに納付してください。

令和8年度市税等納期限一覧表

納期月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
納期限日	4 ／ 30	6 ／ 1	6 ／ 30	7 ／ 31	8 ／ 31	9 ／ 30	11 ／ 2	11 ／ 30	12 ／ 25	2 ／ 1	3 ／ 1	3 ／ 31
税目等												
個人市民税・県民税			1期		2期		3期			4期		
法人市民税	事業年度終了後2か月以内に申告納付											
固定資産税 都市計画税	1期			2期					3期		4期	
軽自動車税種別割		全期										
国民健康保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

■納付が遅れると…

決められた期限内に納付されない場合、督促状を発送します。その後、催告書を送付するなど納税を促します。それでも納付されないときは、財産調査を行いやむを得ず差し押さえることになります。

また、納期限内に納付された方との公平を保つため、納付が遅れると延滞金がかかります。納期限の翌日から1か月間は年2.8%、それ以降は年9.1%の割合で計算します。(令和9年1月1日から延滞金の割合が変更になる場合があります。)

■納税が困難なときは…

災害や著しい生活困窮など、税を納めることが困難な事情がある場合には、納税課へご相談ください。

納税についてのお問合せは 納税課へ

直通電話 050 (5528) 5056 (IP電話)

☎ 0294 (22) 3111 内線254・259

第8章 市税の証明等

(1) 証明等の種類と手数料及び交付申請場所

※ 市民税・県民税に関する証明書は、市県民税の申告をしている方のみ、証明を発行することができます。

交付場所	日立市役所					日立駅前出張所
	市民税課	資産税課	納税課	市民課	各支所	
証明等の種類	証明等の内容					手数料
市県民税所得・課税証明	収入・所得・市民税、県民税額の証明					1件 300円 (コンビニ交付サービスを利用した場合は250円)
固定資産台帳の証明 (土地・家屋・償却資産)	固定資産評価額の証明 固定資産税額・都市計画税額の証明 (都市計画税額の証明については土地・家屋のみ)					土地・家屋1筆1棟300円 (5筆5棟を超えた分からは100円) 償却資産 1名義 300円
所在証明	法人事業所等の所在の証明					1件 300円
家屋現況確認証明	新築・増築家屋の現況の証明					1棟 500円
家屋減失証明	取壊し等の家屋の証明					1棟 500円 (過年度の減失は200円)
住宅用家屋証明	登録免許税軽減のための証明					1棟 700円
名寄帳	資産状況の一覧					1人1年度分 200円
閲覧	固定資産税課税台帳等の閲覧					1人1年度分 200円
納税証明	市県民税・固定資産税・軽自動車税等の納税の証明					1税目1年度 300円 (コンビニ交付サービスを利用した場合は250円)
	軽自動車税の納税の証明(車検用)					無料
	下水道用納税証明書					無料
口座振替納付済通知書	口座振替により納付された市税の明細書					無料

令和8年10月1日より、一部手数料が変わる証明があります。

(2) 必要書類等

窓口申請にこられる方	必要なもの
本人又は 同一世帯の親族	・ 本人確認書類 (※)
代理人	・ 本人が署名した委任状又は代理人選任届 (ただし印刷など自署でない場合は押印が必要) ・ 代理人の本人確認書類
法人の代理人	・ 法人の代表者登録印 (委任状等でも可) ・ 窓口に来られる方の本人確認書類
借地・借家人	・ 賃貸契約書、地上権その他の権利があることを 確認できる書類 ・ 窓口に来られる方の本人確認書類
相続人	・ 相続関係の分かる戸籍謄本 ・ 窓口に来られる方の本人確認書類

※ 運転免許証、マイナンバーカード (個人番号カード) など官公署で発行した写真付きの身分証明書を窓口でご提示ください。

上記以外の証明書 (健康保険証、社員証など) の場合は、複数の提示が必要となります。

■ 証明される年度

◇ 市県民税所得・課税証明書

令和7年中の所得については、令和8年3月までに申告していただき、その後、資料を整理して賦課決定するため、証明を発行できるのは令和8年6月からとなります。

◇ 土地・家屋登録事項証明書

令和8年1月1日現在の状況によって評価額や税額を計算して課税台帳に記載し、令和8年4月から令和8年度土地・家屋課税台帳登録事項証明書を発行します。

令和8年1月1日以降に土地の分筆等変更があったり、所有者が変更になった場合でも、課税台帳は翌年度まで変更されません。変更後の証明が必要な場合は、登記簿謄本等を窓口で提示することで、証明の発行が可能になります。ただし、新築や増築した家屋については証明することができません。

市税に関する Q & A

Q1. 市民税・県民税はどこの市町村でも同じ？

私は、昨年8月東海村から日立市に引越してきたのですが、今年度の市民税・県民税は高くなっています。市民税・県民税はどこの市町村でも同じではないでしょうか。

A 市民税・県民税は、所得の多い少ないにかかわらず一定の税額の均等割と所得に応じて負担していただく所得割の2つからなっています。

均等割については、一律の金額となっています。

均等割	市町村民税	都府県民税
	3,000円	2,000円

※令和6年度から、均等割と併せて森林環境税(国税)1,000円が課税されています。

※茨城県では、平成20年度から令和8年度までは、県民税均等割の超過課税分(森林湖沼環境税)として1,000円を含みます。

所得割については、所得金額から各種所得控除額(基礎控除、配偶者控除、扶養控除等)を差し引いた金額に税率をかけて税額を計算することになっており、この計算方法、各種の所得控除額、税率はいずれの市町村でも同様です。

したがって、所得金額や所得控除額に変わりがなければ、市町村によって税額が高い安いということはありません。ただし、税制改正により税額が高くなる場合があります。

Q2. 年の途中で引っ越した場合の市民税・県民税

私は、今年の3月に東海村から日立市に転入しました。今年度の市民税・県民税は、どちらに納めることになるのでしょうか？

A 1月1日現在の住所地で課税することになっていますから、その後日立市に引っ越したとしても今年度の市民税・県民税は、東海村に納めることになります。

市税に関するQ & A

Q3. 亡くなった方の市民税・県民税は・・・

私の夫は今年の2月に死亡しましたが、市民税・県民税の納税通知書が送られてきました。亡くなくても私が納税しなければならないのでしょうか？

A 市民税・県民税は、毎年1月1日現在市内に住んでいる方に、前年中の所得に基づき課税することになっています。

したがって、今年1月2日以降に死亡された方にも市民税・県民税が課税され、相続人が納税義務を引き継ぐことになります。

Q4. 年の途中で土地・家屋名義人が死亡した場合の固定資産税はどうなりますか？

私の父が死亡しましたが、翌年度分からの父名義の固定資産にかかる税金はどうなるのでしょうか？

A 土地・家屋登記簿上または課税台帳上の所有者が死亡したときは、法務局で相続登記の手続きをしていただくことになります。

相続手続きが遅れたなどの理由により、賦課期日現在（1月1日）においても死亡されたお父様が所有者として登記されている場合は、相続登記が終了するまでの間は相続人の共有財産となり、固定資産税は連帯して納めていただくことになります。

この場合、納税に関する書類を受け取る代表者を決めていただくことになります。

相続人の方には、資産税課から現所有者申告書を送付いたしますので、相続人間で協議のうえ提出してください。

注1 相続登記は法務局で行います。令和6年4月1日から相続登記が義務化されています。詳しくは法務局または司法書士等にご相談ください。なお、未登記家屋の所有者変更については市役所資産税課で行います。

注2 死亡した方の住民票が日立市外にある場合は死亡の事実が確認できませんので、資産税課までご連絡ください。死亡等の事実を確認後、代表者を決めていただく書類等を送付いたします。

Q5. 申告をしなければいけないの？

私は前年中、収入がありませんでした。収入がなくても申告をしなければいけないのでしょうか。

A 市民税・県民税の申告書は、国民健康保険料の申告書を兼ねています。収入がなかった人にも記入していただく欄がありますので、その旨を申告していただくようお願いしています。

申告をしていないと、あなたに収入がないということが把握できませんので、国民健康保険料の軽減ができなかったり、所得・課税証明書(非課税証明書)が発行できないなど、各種の行政サービスを受けられない場合があります。

市税に関する Q & A

Q6. 退職した翌年にも納税通知書が来ましたが・・・

私は昨年11月に会社を退職し、今年1月に納税通知書で市民税・県民税を納付しましたが、6月にも納税通知書が送られてきました。なぜですか。

A 市民税・県民税は前年中の所得に基づき課税されます。給与天引き（特別徴収）の場合は6月から翌年の5月までの12回（定額減税対象者は7月から翌年の5月までの11回）天引きして勤め先から市へ納められます。

したがって、今年1月に納めていただいた税金は、一昨年中の所得に基づき課税された昨年度の税金のうち、退職によって天引きできなくなった残りの税金です。また、6月に送られてきたのは、昨年の所得（1月から11月退職までの分）に基づく今年度の税金です。

Q7. 生命保険の受け取りにかかる税金は・・・

夫が自分でかけていた生命保険が満期になり、受取人を妻に指定してあったので、私が満期返戻金を受け取りました。これも申告しなければいけませんか。

A 夫が掛金を負担していた保険で妻が受け取った満期返戻金は、所得税ではなく贈与税の対象となります。これが満期ではなく夫の死亡によって支払われたものなら相続税の対象になります。

◎死亡保険金にかかる税金

生命保険契約に基づく一時金は、保険料を払った人と保険受取人の関係によってどんな税金の対象になるかが変わります。

被保険者	負担者	受取人	受取り原因	税金の種類
夫	夫	夫	満期	所得税・市民税・県民税 (夫の一時所得)
			夫の死亡	相続人に相続税
夫	夫	妻	満期	妻に贈与税
			夫の死亡	妻に相続税
夫	妻	妻	満期	所得税・市民税・県民税 (妻の一時所得)
			夫の死亡	

市税に関するQ & A

Q8. 公的年金等を受けている人の税金は？

私は（68歳）、一人暮らしで厚生年金をもらっています。令和7年中の支給額は250万円でした。社会保険料等の控除はありませんが、私の年金には税金はかかりますか。なお、年金以外に収入はありません。

A 公的年金等の収入は、雑所得になり9ページの公的年金等の所得金額の算出方法によって求めた額が所得となります。税額は、この所得金額から各所得控除額を差し引いて、税率をかけて算出しますが、公的年金の収入金額が次の表の金額以下の場合にはかかりません。

あなたの場合は、68歳で、収入金額が250万円ですから、所得税及び市民税・県民税がかかります。

（課税されない年金収入金額の範囲）

事例 納税者 本人	65歳未満 (昭和36年1月2日 以後の生まれ)		65歳以上 (昭和36年1月1日 以前の生まれ)	
	市民税・県民税	所得税	市民税・県民税	所得税
本人のみの場合	1,020,000円以下	1,635,999円以下	1,520,000円以下	2,051,999円以下
妻がいる場合	1,605,334円以下	2,142,666円以下	2,029,000円以下	2,421,999円以下

※ この表は、納税者が年金だけの収入の場合で、社会保険料等の控除はなく、収入がない妻があるものとして計算しています。

市税に関する Q & A

Q9. 主婦がパートタイマーとして働いたときは？

私の妻はパートで働いていますが、妻の所得がどれくらいの金額までなら私の配偶者控除や配偶者特別控除が受けられますか。また、妻自身の税金についてはどうでしょうか。

A まず、配偶者控除については、奥さんの前年の給与収入が123万円以下（所得58万円以下）であれば控除を受けることができます。また、配偶者特別控除については、奥さんの前年の給与収入が123万円超201万6千円未満であれば控除を受けることができます。なお、配偶者特別控除は11ページの表のように配偶者の所得に応じて段階的に控除されます。

次に奥さん自身の税金についてですが、所得税においては給与収入が160万円以下（所得95万円以下）、市民税・県民税では前年の給与収入が107万円以下（所得42万円以下）であれば課税されません。表にまとめると次のようになります。

妻のパート 収入	夫の配偶者 控除	夫の配偶者 特別控除	妻の税金		
			所得税	市民税・県民税	
				所得割	均等割
107万円以下	受けられる	受けられない	かからない	かからない	かからない
107万円超 110万円以下					かかる
110万円超 123万円以下				かかる	
123万円超 160万円以下	受けられない	受けられる	かかる		
160万円超 201万6千円未満					
201万6千円以上		受けられない			

※ 夫の合計所得が1,000万円を超えると、配偶者控除及び配偶者特別控除は適用されません。

市税に関するQ & A

Q10. 退職した場合の市民税・県民税は？

私は、令和7年12月末日に退職しました。今年2月に市から納税通知書が送られてきましたが、会社の給与から毎月差引かれていましたので二重に課税されているのではないのでしょうか。

A 退職された場合の納税について

給与所得者に対する市民税・県民税は前年中（1月～12月）の給与収入等に基づいて翌年度に課税され、6月から翌年5月までの12回に分け、毎月の給与から差し引いて、会社が納入する仕組みになっています（特別徴収）。あなたの場合は、令和7年度の市民税・県民税については、在職中は特別徴収（給与からの差し引き）により徴収されていましたが、退職により納税方法が変わり、個人で納付していただくことになります（普通徴収）。この場合、特別徴収によりすでに納税された税額（令和7年6月～12月分）を差し引いた残額について、改めて令和7年度課税分（令和8年1月～5月分）として納税通知書をお送りしたもので、二重課税ではありません。

A これを数式で表すと、次のとおりです。

例) 令和7年度の税額 120,000円 月々の税額 10,000円の場合

令和7年度 の税額		給与から差し 引かれた税額		個人で納めて いただく税額
120,000円		70,000円		50,000円
令和7年6月～	—	令和7年6月～	=	令和8年1月～
令和8年5月の12か月分		12月の7か月分		5月の5か月分
(特別徴収)		(特別徴収)		(普通徴収)

A 令和8年度の市民税・県民税について

あなたの場合は、令和7年中（令和7年1月から退職された12月末日まで）は給与がありますので、令和8年度市民税・県民税が課税されますのでご留意ください。

市税に関する Q & A

Q11. 年の途中で所有者が変わったときは？

私は、昨年12月に自分の所有する土地の売買契約を結び、本年2月には買主への所有権移転登記を済ませました。本年度の固定資産税はどちらが納めますか？

A 固定資産税は、その年の1月1日現在の登記簿上の所有者が1年分の税金を納付していただくことになります。

納税義務者とは、原則として1月1日に日立市に固定資産を所有している人です。

※所有者とは、次の人をいいます。

土 地	登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
家 屋	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

※所有者として登記又は登録されている個人及び法人が、賦課期日前に死亡、消滅等している場合には、賦課期日現在において現に所有している人を納税義務者とします。

Q12. 土地の固定資産税が毎年上がるのは？

土地の評価額が前年に比べて下がっているのに、税額が上がっているのはなぜですか？

A 評価額に対して実際の税負担の割合が低い土地については、前年度の税負担を基礎として段階的に税額を調整するので、毎年少しずつ上がります。

Q13. 家屋の固定資産税が急に高くなったのは？

私は4年前の10月に住宅を新築しましたが、今年度から固定資産税が急に高くなりました。なぜですか？

A 新築の住宅で一定要件にあたる時は、3年間の固定資産税が減額されます。あなたの場合は新築した翌年度から3年度分の税額が減額されていて、4年目の今年度から減額されない税額になったためです。

市税に関するQ & A

Q14. 一戸建て住宅を取り壊して駐車場にしましたが？

昨年8月に一戸建て住宅を取り壊して駐車場にしましたが、昨年に比べて固定資産税が高くなったのはどうしてですか。

A この土地の場合、昨年度までは住宅用地として課税標準の特例（軽減措置）が適用されていました。しかし、今年の1月1日（賦課期日）現在は住宅を取り壊し、駐車場として利用されているため、今年度は住宅用地ではなく、特例が受けられなくなったものです。

Q15. マイホーム取得に係わる税金は？

マイホームを建てることを考えています。その場合どんな税金がかかるのでしょうか？

A おおむね次の表のような税金がかかります。

区分	税の種類	納める方法	税率等
契約したとき	印紙税 (国税)	土地・家屋の売買や家屋の建築請負などで契約書を作成するときに、収入印紙を貼付することで納税します。	契約の種類と契約金額によって異なりますが、例えば1千万円を超え5千万円以下の不動産売買や建築請負に係る契約の場合は印紙代は10,000円となります。
取得したとき	不動産取得税 (県税)	土地・建物を売買、贈与、交換したり、建物を新築、増改築などによって取得した時に申告して納税します。	H20.4.1～R9.3.31までに取得した土地及び住宅家屋については、不動産価格の3%、住宅家屋以外については4%の税率となっています。（不動産価格は、固定資産課税台帳に登録されている価格をいい、宅地を取得した時は、登録価格の1/2の額が不動産の価格となります。）
登記したとき	登録免許税 (国税)	土地・家屋の所有権移転登記や家屋の所有権保存登記をするときに、収入印紙を貼付することで納付します。	登記区分によって決まります。住宅用家屋で一定の要件に当てはまると税率が軽減されます。
所有している間 (毎年)	固定資産税	毎年1月1日現在で市内に土地・家屋を所有している場合、市から送付した納付書により年4回の納期で納付します。	課税標準額の1.4%
	都市計画税		課税標準額の0.3%

市税に関する Q & A

Q16. 譲ったバイクの税金は？

昨年8月、知人にバイクを譲りましたが、今年も納税通知書が届きました。どうしてでしょうか？

A バイクは日立市ナンバーでしょうか？それ以外のバイクの手続きは、関東運輸局での名義変更の手続きが必要です。（関東運輸局茨城運輸支局（050-5540-2017））

日立市ナンバーのバイクに関しては市での名義変更の手続きとなります。届出をしていない場合、旧所有者の登録のままになっています。納税通知書はあなた宛てに送られ、納めていただかなければなりません。市役所市民税課か、各支所で名義変更の届出をしてください。

Q17. 年の途中で廃車したバイクの税金は？

6月にバイクを廃車しました。すでに税金は納めましたが、年の途中で廃車した場合、戻ってこないのでしょうか？

A 軽自動車税種別割は、4月1日現在の登録状況が、課税の基準日になっています。4月1日を過ぎてから廃車した場合、月割で減税・還付はされません。

Q18. バイクが盗難にあったときは？

50ccの原付バイクが盗難にあいました。こういった手続きをすればよいのでしょうか？

A 警察に盗難届を出すのはもちろん、市役所にも届出が必要です。盗難届の受理番号を控えていただき、市役所市民税課または各支所にて、廃車の届出をしてください。届出を忘れると、次の年も税金がかかってしまいます。

Q19. バイクの所有者が亡くなったときは？

バイクの所有者が亡くなったときは、どのような手続きをすればよいのでしょうか？

A 軽自動車税種別割は毎年4月1日現在、車両を所有している人に対して課税される税金です。

所有者（納税義務者）が死亡した場合は、できるだけ速やかに名義を変更するか、もう使用しない車両であれば廃車手続きを行ってください。

（注意）所有者が亡くなった場合でも、手続きをしないと税金は止まりません。手続きは、所有する車両の種類等によって申告する窓口が異なります。P.30をご覧ください。

市税に関するQ & A

Q20. 引っ越したときのバイク等の手続きは？

引っ越したときは、どのような手続きをすればよいのでしょうか？

A ■日立市ナンバーについて

＜市内に転入するとき＞

ナンバープレートを以前登録していた市町村に返納し、廃車の届出をしてください。手続きが終わったら、廃車証明書を持参し、日立市役所市民税課・各支所で登録の届出をしてください。

＜市外に転出するとき＞

ナンバープレートを日立市役所市民税課・各支所で返納し、廃車の届出をしてください。手続きが終わったら、廃車証明書を転出先の市町村に持参し、登録の届出をしてください。

※ 市町村によっては、旧ナンバープレートから新ナンバープレートに付け替える場合に限り、旧標識の廃車の届出を受け付けることができる場合があります。詳しくは転出先の市町村にお問合せください。

■水戸ナンバーについて

引っ越しなどで住所が変わった場合、住民票を変更しただけでは、車検証等の住所は変わりません。関東運輸局・軽自動車検査協会では住所の変更登録をする必要があります。

また、売却や譲渡などにより自動車の持ち主が変わった場合も、移転登録（名義変更）をする必要があります。

関東運輸局・軽自動車検査協会の連絡先については、P.55をご覧ください。



市税についてのお問合せ

日立市役所 ☎ 0294(22)3111(代表)

IP 電話050(5528)5000(代表)

問合せたいこと	担当係	☎内線
個人の市民税・県民税のこと 市民税・県民税の申告のこと 市民税・県民税の特別徴収のこと 給与支払報告書のこと	市民税課 市民税係	235 236 239
税関係証明（納税証明を除く） 軽自動車税のこと 原動機付自転車等のナンバー交付・廃車の受付 市たばこ税・入湯税・鉱産税のこと 法人市民税のこと	市民税課 諸税係	237 238
土地の固定資産税・都市計画税のこと 土地課税台帳の閲覧 特別土地保有税のこと 納税管理人のこと 現所有者申告書のこと	資産税課 土地係	231 232 736
家屋の固定資産税・都市計画税のこと 家屋課税台帳の閲覧 未登記家屋の所有者変更届のこと 不動産取得税申告書の受付	資産税課 家屋係	233 234
償却資産の固定資産税のこと 償却資産課税台帳の閲覧	家屋係 償却資産担当	385
納税証明のこと 市税の口座振替のこと	納税課 収納管理係	253
市税の納付 納税の相談	納税課 納税推進係	254 259

登記手続きのお問合せ

土地・家屋の不動産登記のこと 相続等所有権移転登記のこと	水戸地方法務局 日立支局 日立市弁天町 2-13-15 ☎ 0 2 9 4 (2 1) 2 2 5 3
---------------------------------	--

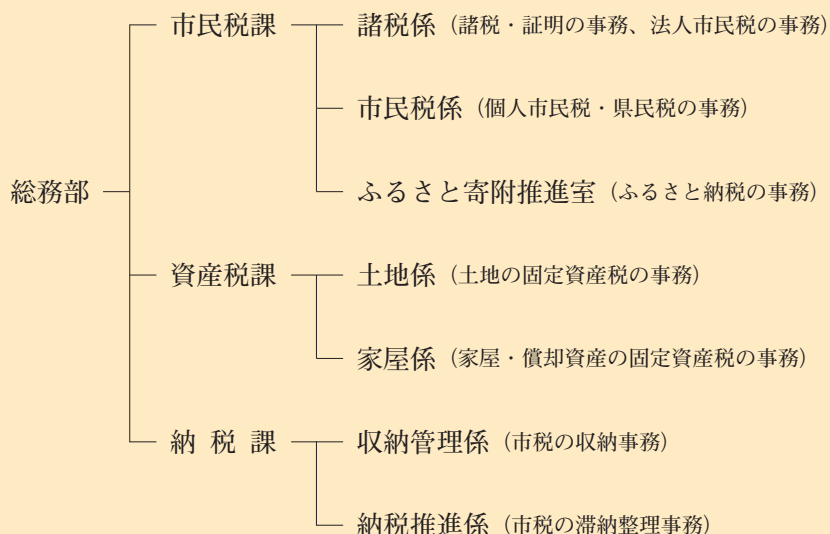
国税・県税のお問合せ

所得税のこと 法人税のこと 相続税のこと 贈与税のこと 消費税のこと その他国の税金に関すること	日立税務署 日立市若葉町 2-1-8 ☎ 0 2 9 4 (2 1) 6 3 4 6
法人県民税のこと 事業税のこと	常陸太田県税事務所高萩支所 高萩市春日町 3-1 ☎ 0 2 9 3 (2 2) 2 0 1 9
不動産取得税のこと 自動車税のこと その他県の税金に関すること	常陸太田県税事務所 常陸太田市山下町4119 ☎ 0 2 9 4 (8 0) 3 3 1 0

自動車・軽自動車の登録手続きのお問合せ

自動車の登録関係のこと 125ccを超える二輪車の登録のこと	関東運輸局茨城運輸支局 水戸市住吉町353 ☎ 0 5 0 (5 5 4 0) 2 0 1 7
軽自動車の登録のこと	軽自動車検査協会茨城事務所 水戸市酒門町4400 ☎ 0 5 0 (3 8 1 6) 3 1 0 5 軽自動車検査協会 茨城事務所 土浦支所 土浦市卸町 2-2-8 ☎ 0 5 0 (3 8 1 6) 3 1 0 6

日立市の税務行政担当課の組織について



令和8年4月1日現在

日立市のホームページのご案内

日立市のホームページで、税に関する様々な情報を提供しています。
是非御覧ください。

ホームページアドレス <https://www.city.hitachi.lg.jp/>

（トップページから「暮らしの情報(行政サイト)」、「くらし手続き」、
「税金」の順にクリックしてください。）



日立市ふるさと寄附金の活用実績(令和7年度)

- ① 学校給食の無償化
- ② 空き家の利活用、宅地等の創出促進など
- ③ 運動公園野球場の再整備、特別支援学校の整備
- ④ かみね動物園の運営
- ⑤ 日立駅前地区の再活性化
- ⑥ 地域医療体制を維持・強化するための財政支援



市税のしおり(令和8年度版)

発行 日立市

編集 総務部市民税課・資産税課・納税課

〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号

電話 0294(22)3111 (代表)

050(5528)5000 (代表)

令和8年6月発行

HPアドレス <https://www.city.hitachi.lg.jp/>